

令和7年8月12日

名古屋港台風・地震津波対策委員会事務局

「名古屋港における地震・津波への対策基準について」の一部暫定運用について

名古屋港台風・地震津波対策委員会規則集における「名古屋港における地震・津波への対策基準について」において、「南海トラフ地震臨時情報」が発表された際の対応について定めていますが、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」に関し確認したところ、下記のとおり一部認識が誤っており、この誤った認識に基づいて同対策基準を定めていたことが判りました。

必要な改正は来年度の名古屋港台風・震津波対策委員会総会において改正手続きを行うこととしますが、改正するまでの間は別紙のとおり暫定的に運用することとしたいと考えておりますのでご理解とご協力をお願いいたします。

記

＜訂正事項＞

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」に関し、『原則として発表から一週間が経過した時点で、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」に切り替わる』としていた点が誤りであったことが判明。

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」には「警戒措置」と「注意措置」があり、地震発生から一週間は「警戒措置」、その後の一週間は何もなければ「注意措置」に移行するもの。

※南海トラフ地震臨時情報が「巨大地震警戒」から「巨大地震注意」に切り替わるものではありません。

「名古屋港における地震・津波への対策基準について」の一部暫定運用について

次の項目について、同対策基準の改正までの間、一部訂正した内容で暫定的に運用を行います。

1 「1 効果の区分等」の項目、「(2) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合（別表2のとおり）」の訂正（P18）

誤) 「・・・略・・・

また、効果の解除については、津波警報等に関する情報が解除された時点、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に切り替わった時点を原則とし、別途伝達する。」

正) 「・・・略・・・

また、効果の解除については、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の警戒措置から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の注意措置となった時点とし、別途伝達する。

※南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合に発表される南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）については、地震発生から1週間は警戒措置、その後の1週間は、注意措置の期間となります。」

2 「別表2 勧告の区分と対策内容等」の訂正 (P23)

地震津波に関する情報の「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発令された場合」の下段に「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）注意措置となつた場合」を追加等

誤)

勧告の区分と対策内容等

別表2

勧告の区分	地震津波に関する情報	対策内容等
— (情報伝達) ※1	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合	南海トラフ地震臨時情報に係る情報の入手に努めること。
	南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合	南海トラフ地震臨時情報（調査終了）の情報伝達がなされる。
— (注意喚起) ※2	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合	<ol style="list-style-type: none"> 1 南海トラフ地震臨時情報に係る情報の入手に努めること。 2 連絡系統、避難方法、避難海域の確認を行うこと。
	(新設)	(新設)
南海トラフ地震警戒強化	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合	<ol style="list-style-type: none"> 1 在泊船は、避難準備を行い、必要に応じて直ちに出港できるように準備すること。 2 南海トラフ地震情報に係る情報の入手に努めること。 3 避難に必要な支援体制を受けられない場合は、早期の港外避難、港内避泊、係留強化又は陸上避難を考慮した自主的な避難行動をとること。
解除	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に切り替わった場合	巨大地震注意に切り替わった時点で警戒体制を解除とする。 原則として発表から1週間が経過した時点で巨大地震注意に切り替わる。

※1 南海トラフ地震臨時情報（調査中及び調査終了）が発表された場合、情報伝達を行う。

※2 注意喚起について、「政府としての特別な注意の呼びかけの終了」がなされた時点で終了とする。原則として1週間が経過した時点で「政府としての特別な注意の呼びかけの終了」がなされる。

(新設)

正)

勧告の区分と対策内容等

別表 2

勧告の区分	地震津波に関する情報	対策内容等
— (情報伝達) ※1	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合	南海トラフ地震臨時情報に係る情報の入手に努めること。
	南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合	南海トラフ地震臨時情報（調査終了）の情報伝達がなされる。
— (注意喚起) ※2	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合	1 南海トラフ地震臨時情報に係る情報の入手に努めること。 2 連絡系統、避難方法、避難海域の確認を行うこと。
	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）注意措置となった場合 ※3	1 南海トラフ地震臨時情報に係る情報の入手に努めること。 2 連絡系統、避難方法、避難海域の確認を行うこと。
南海トラフ地震警戒強化	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）警戒措置が発表された場合 ※3	1 在泊船は避難準備を行い、必要に応じて直ちに出港できるように準備すること。 2 南海トラフ地震情報に係る情報の入手に努めること。 3 避難に必要な支援体制を受けられない、岸壁が使用できない、荷役作業ができない等の場合は、早期の港外避難、港内避泊、係留強化又は陸上避難を考慮した自主的な避難行動をとること。
— (解除)	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）注意措置となった場合	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）注意措置となった時点で警戒体制を解除とする。

※1 南海トラフ地震臨時情報（調査中及び調査終了）が発表された場合、情報伝達を行う。

※2 注意喚起について、「政府としての特別な注意の呼びかけの終了」がなされた時点で終了とする。原則として1週間が経過した時点で「政府としての特別な注意の呼びかけの終了」がなされる。

※3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）については、地震発生から1週間は警戒措置、その後の1週間は、注意措置の期間となり、南海トラフ地震臨時情報が巨大地震警戒から巨大地震注意に切り替わるものではありません。

地震発生から2週間が経過した時点で「政府としての特別な呼びかけの終了」とされます。